

～正組合員資格要件が変更となりました～

当組合では第39回JA山口県大会の決議に基づき、小規模農業者や定年帰農者等の「多様な担い手」の方々がJA事業・活動に積極的に関わって頂けるよう、正組合員資格要件を変更いたしました。

つきましては、変更後の資格要件に該当される方は正組合員としての加入や准組合員からの資格変更について、ご検討頂きますようよろしくお願いいたします。

記

1. 変更後の正組合員資格要件

- (1) 2アール以上の土地を耕作する農業を営む個人であって、その住所又はその経営に係る土地又は施設がこの組合の地区内にあるもの。
- (2) 1年のうち30日以上農業に従事する個人であって、その住所又はその従事する農業に係る土地又は施設がこの組合の地区内にあるもの。

2. 今回の変更により、正組合員資格に該当する方の例

- (1) 現在2アール以上の土地を耕作している准組合員もしくは員外の方
- (2) 現在30日以上農業に従事している准組合員もしくは員外の方

3. 加入・資格変更手続き窓口

最寄りのJA支所でお手続きください。

4. お問い合わせ先

最寄りのJA支所もしくは本所総務課（☎0827—44—0550）へお問い合わせください。